

年末調整手続の電子化で業務の効率化

年末調整手続の電子化とは…

- 従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを利用して年末調整に関する申告書をデータで作成
- 勤務先が従業員から年末調整に関する申告書及び控除証明書等のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を計算

「年末調整手続の電子化」に必要な準備に関するパンフレットやQ&Aは、こちらをご覧ください。



国税庁では、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年調ソフト)を無償で提供しています。



年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与の支払者）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！ ② 控除額や添付書類のチェックが簡単！ ③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！ ④ 書類の保管場所も不要！	① 手書きでの書類作成が不要！ ② 控除額はソフトが自動計算！ ③ テレワーク中の従業員も提出可能！ ④ マイナポータル連携を利用すれば、 保険料等の控除証明書等をまとめて取得可能！

従業員による3ステップ



※ 控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体(保険会社等)から取得してください。
 なお、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括取得できます。

マイナポータル連携を行うための事前準備については、こちらをご確認ください。



※ マイナポータル連携を利用するためには、マイナンバーカードが必要です。
 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

マイナンバーカードの有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。





e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

国税電子申告・納税システム(e-Tax)による納付手続は次のとおりです。

ご利用開始までの流れ

(e-Taxソフト(WEB版)を利用する場合)

※ e-Taxソフト(WEB版)はWebブラウザ上で納付手続を利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして納付手続を利用することも可能です。

1 e-Taxソフト(WEB版)の準備をします。

e-Taxソフト(WEB版)をご利用になる際に、事前準備セットアップが必要な場合があります。事前準備セットアップについては、e-Taxホームページ「e-Taxソフト(WEB版)のご利用に当たって【パソコン】」をご確認ください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxソフトをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出(送信)が必要です。

e-Taxソフト(WEB版)を利用して開始届出書の提出(送信)を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト(WEB版)の操作方法については、e-Taxホームページ(e-Taxソフト(WEB版)ご利用【開始届出書を作成する】ガイド)をご覧ください。



3 税務署又は金融機関等に対し納付のための手続(準備)を行います。

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。

なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm)をご覧ください。



① ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ提出します。

個人事業者の方はe-Taxからダイレクト納付利用届出書を提出(送信)することができ、金融機関届出印や電子証明書が不要となります。

書面でダイレクト納付利用届出書を提出していただいてから利用可能となるまでに1か月程度かかりますが、e-Taxでの提出(送信)の場合は、1週間程度でご利用できます。

ダイレクト納付利用届出書の記載方法や、ご利用可能な金融機関等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「ダイレクト納付」をご確認ください。

なお、e-Taxの徴収高計算書データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信することで、法定納期限当日(法定納期限当日に手続をした場合は、翌取引日)に自動的に口座引落しにより納付を行うことができます。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングの契約をします。利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー)が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください(利用可能なクレジットカード等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「クレジットカード納付」をご確認ください)。

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません)。

④ スマホアプリ納付を利用する場合

スマートフォンをご準備ください。

※ 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

※1 事前にPay払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高のチャージが必要です。

これで納付のための手続(準備)は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。

スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト(WEB版)を利用することにより、源泉所得税を納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

